

港区立元麻布保育園の職員配置基準

区が定める定員数に対して、児童福祉法、子ども・子育て支援法、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 43 号）等に基づき、次の基準以上の職員を港区立元麻布保育園に専任で配置してください。

- 1 園長[常勤] 1名（保育士、園長経験3年以上）
- 2 副園長[常勤] 3名（保育士、主任経験3年以上）
- 3 看護師[常勤] 1名（保育園全園児、職員に対する健康管理業務等を担当）
- 4 保育士[常勤] 各クラスにクラスリーダー（保育士1名）を配置してください。
0歳児（3対1）、1歳児（5対1）、2歳児（6対1）
3歳児（15対1）、4歳児（25対1）、5歳児（25対1）
- 5 栄養士[常勤] 2名（内1名は、病院又は重症心身障害児施設等で給食等の提供の経験がある方）
- 6 調理員[常勤] 3名以上
- 7 ローテーション対応 保育総定員に応じたローテーション対応の保育士として、適切な人数を配置すること。
- 8 障害児対応 0～5歳児クラスにおいて、港区立保育園等における障害児保育実施要綱に基づき、適切な人員を配置
- 9 医療的ケア児・障害児クラス
保育士又は看護師 医療的ケア児（1対1）、障害児（2対1）
※保育時間中は、看護師が常時1名以上配置
※保育士と看護師は概ね1対1の割合で配置

上記の配置のうち、クラスリーダー（保育士1名）及び看護師リーダー1名を配置してください。

- ・看護師リーダー 小児医療、NICU又は重症心身障害児施設等での実務経験があり、他の看護師への指導や管理を行うことができる方
- ・看護師（リーダー以外） 看護師としての実務経験があり、小児の医療的ケアが適切に行える方